許 認	可领	ξ σ) 内	灾	利用停止請求に対する措置
根拠					個人情報の保護に関する法律第101条
124 1/6 1	A 13		0 /		(利用停止請求に対する措置)
					第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情
					報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求
					者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用
					停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対
					し、その旨を書面により通知しなければならない。
					※ 本条の保有個人情報のうち、特定個人情報に係る情報提
					供等記録については、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と
					いう。)第31条第1項により適用除外
所 管	部	課	係	名	総務部総務課情報公開係
審					個人情報の保護に関する法律第98条、番号法第30条
					第1項による読替え後の個人情報の保護に関する法律第
					98条及び個人情報の保護に関する法律第100条
					(利用停止請求権)
					第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が
					次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、
					この法律の定めるところにより、当該保有個人情報
					を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定め
					る措置を請求することができる。ただし、当該保有
*					個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下 この節において「利用停止」という。)に関して他の
査					法令の規定により特別の手続が定められているとき
					は、この限りでない。
					一第61条第2項の規定に違反して保有されてい
					るとき、第63条の規定に違反して取り扱われて
	関	係	条	項	いるとき、第64条の規定に違反して取得された
	1, 4	P1.	214		ものであるとき、又は第69条第1項及び第2項
					の規定に違反して利用されているとき 当該保有
					個人情報の利用の停止又は消去
1.1.					二 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項
基					の規定に違反して提供されているとき 当該保有
					個人情報の提供の停止
					2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用
					停止の請求(以下この節及び第127条において「利
					用停止請求」という。)をすることができる。
					3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日
					から90日以内にしなければならない。
					【(特定個人情報関係)番号法第30条第1項による読 替え】第98条
					台え】弟98余 (利用停止請求権)
準					第98条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が
					ガラロ木 同ハロ、ロロで作ハしょの本台画八月刊//

次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この節において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われたいるとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、行政手続における特定の個第30番号の利用等に関する法律第3項及び第2項(第1号に係る部分に限するに違反して利用されているとき、同法第29条の規定に違反して収集され、若しくに違反して収集され、若しくに違反して収集され、若しくに違反して収集され、若しくに違反して収集され、若しくに違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイルを第9項に規定する特定個人情報ファイトの停止又は消去
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条の規定に違反 して提供されているとき 当該保有個人情報の提 供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用 停止の請求(以下この節及び第127条において「利 用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

- 第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱なに係る保有の利用停止をすることに事業ので、当該保有個人情報の利用停止をすることに事業の適正な遂行に著しい当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の適正な遂行に著しいの限りでない。
- ※ 第100条の保有個人情報のうち、特定個人情報 に係る情報提供等記録については、番号法第31条 第1項により適用除外

- 第100条の「利用停止請求に理由がある」とは、 第98条に規定する、「自己を本人とする保有個人情報」が次のとおり取り扱われているときをいう。
 - 1 第61条第2項の規定に違反して保有されている とき
 - 2 第63条の規定に違反して取り扱われているとき3 第64条の規定に違反して取得されたものであるとき
 - 4 第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき(※保有特定個人情報を除く。)
 - 5 番号法第30条第1項の規定により読み替えて適 用する第69条第1項及び第2項(第1号に係る部 分に限る。)の規定に違反して利用されているとき (※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限 る。)
 - 6 番号法第20条の規定に違反して収集され、若し くは保管されているとき(※情報提供等記録を除く 保有特定個人情報に限る。)
 - 7 番号法第29条の規定に違反して作成された特定 個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特 定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき (※情報提供等記録を除く保有特定個人情報に限 る。)
 - 8 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の 規定に違反して提供されているとき(※保有特定個 人情報を除く。)
- ・ 第98条第1項第1号関係(保有個人情報の利用に 係る停止等)

本号に該当するのは、第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているときである。

本号の場合は、実施機関が当該利用停止請求に係る 保有個人情報を保有しているため、これ以上の利用を 行わない「利用の停止」の請求のほか、保有しないこ ととする「消去」の請求もすることもできる。

番号法第30条第1項による読替え後の第98条第 1項第1号関係(保有特定個人情報の利用に係る停止 等)

本号に該当するのは、第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、番号法第30条第1項のの規定により読み替えて適用する第69条第1項して収現で第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して収まされているとき、同法第20条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているときである。

第98条第1項第2号関係(保有個人情報の提供に 係る停止)

本号に該当するのは、第69条第1項及び第2項又

基 進

(未設定の場

合はその理由)

		は第71条の規定に違反して外部提供をしている場合である。 本号の場合は、実施機関に対して「提供の停止」を 請求することはできるが、提供した個人情報の回収は 含まれない。
		・ 番号法第30条第1項による読替え後の第98条第 1項第2号関係(保有特定個人情報の提供に係る停止) 本号に該当するのは、番号法第19条(特定個人情 報の提供の制限)の規定に違反して外部提供をしてい
		る場合である。 本号の場合は、実施機関に対して「提供の禁止」を 請求することはできるが、提供した個人情報の回収は 含まれない。
	参考事項 設定等年月日	平成17年4月1日設定(令和5年4月1日最終変更)
理 標	標準処理期間	総日数
期準	(未設定の場合はその理由)	利用停止請求があった日から30日以内(個人情報の 保護に関する法律第102条第1項)
間処	設定等年月日	平成17年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)